

## 国民健康保険税の算出方法

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分(40～64歳)	
所得割	(加入者の前年中の総所得金額－基礎控除額33万円)× 6.8%	(加入者の前年中の総所得金額－基礎控除額33万円)× 1.7%	(加入者の前年中の総所得金額－基礎控除額33万円)× 1.5%	
均等割	加入者数×20,000円	加入者数×7,000円	加入者数×12,000円	
	(7割, 5割, 2割軽減 あり)			
平等割	特定世帯及び特定継続世帯以外 1世帯につき 32,700円			
	特定世帯 1世帯につき 16,350円			
	特定継続世帯 1世帯につき 24,525円			
	7割軽減			特定世帯及び特定継続世帯以外 1世帯につき 22,890円
				特定世帯 1世帯につき 11,445円
				特定継続世帯 1世帯につき 17,168円
	5割軽減			特定世帯及び特定継続世帯以外 1世帯につき 16,350円
				特定世帯 1世帯につき 8,175円
				特定継続世帯 1世帯につき 12,263円
	2割軽減			特定世帯及び特定継続世帯以外 1世帯につき 6,540円
				特定世帯 1世帯につき 3,270円
				特定継続世帯 1世帯につき 4,905円
限度額	51万円	14万円	12万円	

\* 特定世帯及び特定継続世帯とは国民健康保険に加入していた方が後期高齢者医療保険に移られたことにより、その世帯で国民健康保険に残る方が1人だけになる世帯。

特定世帯 1人となってから最初の5年間を平等割1/2減額する。

特定継続世帯 5年間経過後の3年間を平等割1/4減額する。

\* 5年間は、後期高齢者医療保険に移った方を国民健康保険に残っているものとして、均等割と平等割の軽減判定を行うとしていたものを、恒久化した。